

◎新潟県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字青野字沢田888番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	新	(A)7.6～18.2メートル	4,191.8メートル
上越市三和区本郷字野畔242番1から 同市浦川原区山印内字円道1174番1まで		(B)11.5～115.5メートル	4,578.0メートル
上越市大字青野字沢田888番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	旧	7.6～18.2メートル	4,191.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道404号と重用